身体的拘束最小化推進体制加算に係る院内掲示

当院では、患者様または他の患者様等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束の実施を禁止しています。

【身体的拘束最小化のための取組】

○多職種チームによる検討：医師、看護師、リハビリ職などの専門チームが、拘束が必要とされる状況を分析し代替え案（センサーの活用、環境の改善、見守りの強化等）を協議します。

○教育・研修の徹底：全職員に対し、虐待防止および身体的拘束最小化のための研修を定期的に実施し、知識と技術の向上を図っています。

○適正な手続き：患者様の生命に危険が及ぶなど、やむを得ず一時的な制限が必要な場合は、ご家族への十分な説明を行い同意を得た上で、最小限の期間・方法で実施いたします。

【身体的拘束の実施状況および実施率の推移】

令和8年 身体拘束率推移

	R8.1月	R8.2月	R8.3月	R8.4月	R8.5月	R8.6月	R8.7月	R8.8月	R8.9月	R8.10月	R8.11月	R8.12月
一般病棟	4.6%	3.2%	4.1%	5.8%	8.1%	7.7%	7.2%	5.6%	5.5%	3.7%		
療養病棟	4.0%	5.2%	5.0%	3.4%	1.6%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%		
病棟全体	4.3%	4.3%	4.6%	4.5%	4.6%	3.6%	3.3%	2.6%	2.5%	1.7%		

※各月直近3ヵ月の拘束率となっております。

医療法人徳洲会　喜界徳洲会病院